

平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号

公認心理師法施行規則

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第七条第一号及び第二号、第二十七条、第二十八条、第三十九条並びに第四十五条並びに同法附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、公認心理師法施行規則を次のように定める。

第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（大学における公認心理師となるために必要な科目）

第一条の二 法第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 公認心理師の職責
- 二 心理学概論
- 三 臨床心理学概論
- 四 心理学研究法
- 五 心理学統計法
- 六 心理学実験
- 七 知覚・認知心理学
- 八 学習・言語心理学
- 九 感情・人格心理学
- 十 神經・生理心理学
- 十一 社会・集団・家族心理学
- 十二 発達心理学
- 十三 障害者・障害児心理学
- 十四 心理的アセスメント
- 十五 心理学的支援法
- 十六 健康・医療心理学
- 十七 福祉心理学
- 十八 教育・学校心理学
- 十九 司法・犯罪心理学
- 二十 産業・組織心理学
- 二十一 人体の構造と機能及び疾病
- 二十二 精神疾患とその治療
- 二十三 関係行政論
- 二十四 心理演習
- 二十五 心理実習（実習の時間が八十時間以上ものに限る。）

第二条 第一条の二第二十四条及び第二十五号並びに前条第十号の科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。

（実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目的区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。）

第一条の二 法第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

（大学における公認心理師となるために必要な科目）

第一条の二 法第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

（大学における公認心理師となるために必要な科目）

八 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
九 心の健康教育に関する理論と実践
十 心理実践実習（実習の時間が四百五十時間以上のものに限る。）

（実習演習科目）

第三条 第一条の二第二十四条及び第二十五号並びに前条第十号の科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。

（実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目的区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。）

第一条の二 法第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

（実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目的区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。）

臨床心理学概論

ハ 心理学研究法
ニ 心理学統計法

二 次に掲げる科目のうち四科目
イ 知覚・認知心理学
ホ 学習・言語心理学
ハ 感情・人格心理学
ニ 神経・生理心理学
ト 社会・集団・家族心理学
ニ ホへ発達心理学
ト 障害者・障害児心理学

三次に掲げる科目のうち二科目

イ 心理的アセスメント

ハ 心理学的支援法
ニ 心理実習

四 次に掲げる科目のうち二科目

イ 健康・医療心理学
ハ 福祉心理学
ニ 教育・学校心理学
ホ 司法・犯罪心理学
ト 産業・組織心理学

五 次に掲げる科目（前号の二科目のうち一科目が同号イに掲げる科目である場合にあっては、
ロ又はハに掲げる科目）のうち一科目

イ 健康・医療心理学
ロ 人体の構造と機能及び疾病
ハ 精神疾患とその治療
(受験資格の特例)

第四条 法附則第一条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による大学に入学した者であつて、当該大学に
おいて前条に定める科目を修めて同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められ
たもの

二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学した者であつ
て、当該専門課程において前条に定める科目を修めて学校教育法施行規則第一百五十五条第一項
第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了したもの

第五条 法附則第一条第二項の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次条に定める施設で適
法に法第二条第一号から第三号までに掲げる業務を業として行つていた者であつて、平成二十九
年九月十五日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないものと
する。

第六条 法附則第二条第二項第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次の各号に掲
げる施設とする。

一 第五条第一号から第二十五号までに掲げる施設
二 前号に定める施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

第七条 令和四年九月十四日までは、第九条第二項中「法第七条各号又は法附則第二条第一項各
号」とあるのは、「法第七条各号、法附則第二条第一項各号又は同条第二項」とする。

(実習演習担当教員及び実習指導者に関する経過措置)

第八条 実習演習担当教員については、第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次のいずれかに該当する者を実習演習担当教員とすることができます。

一 学校教育法による大学（大学院及び短期大学を含む。）において、教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に關し三年以上の経験を有する者
二 学校教育法による専修学校的専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演
習の教授に關し三年以上の経験を有する者
三 実習指導者については、第三条第四項の規定にかかわらず、当分の間、法第二条各号に掲げる
行為の業務に五年以上從事し、又は從事した経験を有する者のうち、第一条の二各号に掲げる科
目を開設する学校教育法による大学若しくは専修学校的専門課程又は第二条各号に掲げる科目を開
設する同法による大学院が適當と認める者を実習指導者とすることができる。

附 則 (平成三十一年三月三十日文部科学省・厚生労働省令第二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二六日文部科学省・厚生労働省令第一号)

(施行期日) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施
行する。

(経過措置) 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）
により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用
することができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正後の様式によるものとみなす。
4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用
することができる。

附 則 (令和元年一〇月三十日文部科学省・厚生労働省令第三号)

(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）
により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用
することができる。

附 則 (令和元年一〇月三十日文部科学省・厚生労働省令第三号)

(施行期日) 1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備
に關する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行す
る。

(経過措置) 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）
により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用
することができる。

附 則 (令和二年一二月一八日文部科学省・厚生労働省令第四号)

(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）
により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年一月一〇日文部科学省・厚生労働省令第一号）

（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。ただし、公認心理師法施行規則第五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（様式の経過措置） この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年三月三〇日文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年五月一四日文部科学省・厚生労働省令第二号）

抄

（施行期日） （令和六年五月一四日文部科学省・厚生労働省令第二号）

第一条 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。
（様式に関する経過措置） この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第一（第9条関係）

公認心理師試験受験申込書									
（捺印しないこと）									
氏名（姓）	(名)			※登録番号					
生年月日	年	月	日	性別	口男□口女□	※性別選択			
郵便番号	- 本 [郵便番号の場合はこの選択]			都道府県 月日					
フリガナ	前漢後漢								
現住所	前漢後漢								
電話番号	前漢後漢								
電子メールアドレス	前漢後漢								
資料請求項目（公認心理師法（以下「法」という。）第7条各号）									
□ 第1号 大学院名 卒業年月 年 月 大学院名 移籍年月 年 月 大学等名 卒業年月 年 月									
□ 第2号 施設名 [実務経験] 開業年月～年月 年月～年月 年月～年月									
□ 第3号 文部科学省及び厚生労働大臣が法第7条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたした 資格を有するものとしていること									
□ 第4号 施設名 [実務経験] 開業年月～年月 年月～年月 年月～年月									
□ 公認資格に係る登録審査提出する受験票の第1欄に記載する登録番号 に代わる登録番号の提出用紙									
自身に障害のある者等の受験上の配慮の有無 上記に記載する登録番号の提出用紙									
□ 有 □ 無									
年月 文部科学大臣 厚生労働大臣 指定試験機関代表者									

様式第三(第15条関係)

公認心理師登録事項変更届出書

収入印紙 (消印しないこと。)	住所 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏名 年月日生					
公認心理師法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">登録事項</th> <th style="width: 30%;">変更前</th> <th style="width: 30%;">変更後</th> <th style="width: 10%;">変更の年月日</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> </table>		登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考		
※田舎・通称は公認心理師登録簿及び公認心理師登録証(以下、「登録証」という)へ依記を希望する方のみ記入してください						
※変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入(希望しない場合は記入不要)。 <input type="checkbox"/> 登録証を交付を希望(登録証を所持している方) →登録証を併せて提出すること <input type="checkbox"/> 登録証再交付を希望(登録証を所持していない方) →理由: <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他()						
年月日						
文部科学大臣 厚生労働大臣監 指定登録機関代表者						

備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、收入印紙は貼らないこと。
 2 登録証を交付する場合は、で記入すること。
 3 登録証の再交付を希望する場合は、登録証を併せて送付すること。
 4 登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。
 5 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師登録事項変更届出書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号
受付年月日: _____年_____月_____日			

様式第三の二(第15条の2関係)

公認心理師登録証書換交付申請書

収入印紙 (消印しないこと。)	住所 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏名 (旧姓) (通称) 年月日生
公認心理師法施行規則第15条の2第1項の規定に基づき、書換交付を申請します。	
年月日	
文部科学大臣 厚生労働大臣監 指定登録機関代表者	

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、收入印紙は貼らないこと。
 2 田舎及び通称について、公認心理師登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師書換交付申請書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号
受付年月日: _____年_____月_____日			

様式第四（第16条関係）

公認心理師登録証再交付申請書	
受入印紙 (捺印しないこと。)	住 所 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏 名 (旧姓) (通称) 年 月 日生
公認心理師法施行規則第16条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。	
理由	
年 月 日 文部科学大臣 厚生労働大臣 指定登録機関代表者	

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 2 ごみび通称については、公認心理師登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師登録証再交付申請書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号
----	-----	-----	------

受付年月日：_____年_____月_____日